

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	様似町

様似町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	北海道様似町産業課
所在地	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
電話番号	0146-36-2113
FAX番号	0146-36-2662
メールアドレス	sangyouka@samani.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・カラス類
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道様似郡様似町内一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度（令和5年度実績）野生鳥獣被害調査等による）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害草地	
		被害額	被害面積
エゾシカ	牧草 等	22,414千円	161 ha
ヒグマ	※人身被害等なし		
キツネ・タヌキ アライグマ	スイートコーン、イチゴ 飼料、資材	815千円	2.7 ha
カラス	※農作物被害なし ハウスの糞尿被害有り		

(2) 被害の傾向

エゾシカ	個体数の増加に伴う町内全域での被害があり、採草放牧地での牧草被害が大きい。
ヒグマ	例年、4月～10月頃にかけて目撃情報があり、人的被害発生の恐れがある。
キツネ・タヌキ	農作物のほか、糞尿被害、エキノコックス媒介による人的被害発生の恐れもある。
アライグマ	農業区域の他に住宅区域で目撃報告があり、増加傾向にある。
カラス	農作物の他、飼料・配合飼料・資材・厩舎内での糞尿被害または、営巣時期（4月～7月頃に人を襲う行為や鳴き声による騒音、ゴミをあさる等苦情も多い。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)		目標値 (令和9年度)		軽減率
エゾシカ ※森林被害を除く	被害額	22,414	千円	17,931	千円	20%減
	被害面積	161	ha	128.8	ha	20%減
ヒグマ	被害額		千円		千円	
	被害面積		ha		ha	
キツネ・タヌキ アライグマ	被害額	815	千円	652	千円	20%減
	被害面積	2.7	ha	2.1	ha	20%減
カラス類 (ハシブトカラス) (ハシボソカラス)	被害額		千円		千円	
	被害面積		ha		ha	
計	被害額	23,229	千円	18,583	千円	20%減
	被害面積	163.7	ha	130.9	ha	20%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する 取り組み	<p>【有害鳥獣捕獲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会ハンターへ要請し、銃器及びくくり罠、箱罠による捕獲実施 ・ 捕獲奨励金支出による積極的な捕獲推進 	<p>【猟友会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の減少及び高齢化による今後の捕獲体制維持が憂慮される。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放牧中の牧野や夜間出没等銃器が使用できない場所で出没するため捕獲に苦慮している。 <p>【キツネ・タヌキ・アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息域の範囲拡大 ・ 箱罠の警戒を強めている <p>【カラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営巣時期での捕獲は、人に対する攻撃性が増しているため難しい

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道の保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲数の増加を図る。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある問題個体の捕獲を優先し、且つ緩衝地帯への出没個体の捕獲を実施し捕獲圧を高め市街地周辺への出没減を図る。 <p>【キツネ、タヌキ、カラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活圏内での駆除要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障のない範囲において捕獲に努める。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定外来生物の防除実施計画に基づき、駆除体制の整備と被害の未然防止と生息域拡大の阻止を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ 様似町鳥獣被害防止対策協議会及び広域協議会において、被害状況の共有化を図るとともに、円滑な捕獲体制を確立し、有害鳥獣被害対策を推進する。

(2) その他捕獲の体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス	・ハンター免許取得や保険の助成等を行い捕獲従事者の負担軽減と担い手の確保及び育成を図る。 ・捕獲機材の整備及び購入
令和8年度	同上	同上
令和9年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方

・ 近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ヒグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
カラス	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容

【捕獲予定場所】

・ 様似町内一円。

【捕獲手段及び捕獲時期】

- ・ エゾシカ : 銃器及びくくり罠による捕獲（年間を通して）
一斉駆除の実施（11月～2月）
- ・ ヒグマ : 銃器及び箱罠による捕獲（年間を通して）
- ・ キツネ、タヌキ : 銃器及び箱罠による捕獲（年間を通して）
- ・ アライグマ : 銃器及び箱罠による捕獲（年間を通して）
- ・ カラス : 銃器及び手捕り（卵）による捕獲（年間を通して）

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内一円	エゾシカ、タヌキ、キツネ、カラス

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	地域の実情や要望等を協議しながら整備を行う		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ カラス	<p>【エゾシカ捕獲個体の適正処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体の埋設・放置によるヒグマの誘引を防止するため、町処理施設へ搬入を義務付け、同施設へ搬入した場合、捕獲奨励金の加算を行う。 <p>【危険防止のための周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマが民家周辺等へ出没があれば必要に応じ注意喚起看板設置及び駆除実施 また、広報紙や回覧にて注意喚起 <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマやキツネ等を近寄らせないため生ゴミ、農業廃棄物の管理徹底の普及 <p>【箱わなの貸出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等へ箱わなを貸出し、捕獲推進を図る
令和8年度	同上	同上
令和9年度	同上	同上

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 構成機関の名称	鳥獣被害防止対策協議会 役割
様似町	総括的な協議会事務局運営 被害・出没情報管理等
(一社)北海道猟友会浦河支部様似分区	対象鳥獣の捕獲、情報提供等被害
ひだか東農業協同組合様似事業所	被害・出没情報提供等
ひだか南森林組合	被害・出没情報提供等
浦河町軽種馬生産振興会	被害・出没情報提供等
様似町稲作振興会	被害・出没情報提供等
様似町野菜振興会	被害・出没情報提供等
北海道札幌方面浦河警察署(様似・旭駐在所)	交通事故対応、ヒグマ出没時警備等
その他関係団体	
・日高中央漁業協同組合 様似支所 ・えりも漁業協同組合 冬島支所	連絡調整・その他

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害状況報告のとりまとめ 鳥獣対策（捕獲許可関係）
日高振興局産業振興部農務課	被害防止計画及び補助事業計画の協議指導等
その他関係機関	連絡調整・その他

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年6月11日 鳥獣被害対策実施隊を設置。
被害防止計画に基づく施策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

- ・ 捕獲個体は町一時保管施設へ搬入後、委託先処理施設において焼却処分
なお、肉や角等は有効活用に努める

【ヒグマ】

- ・ 捕獲個体は、委託先処理施設において焼却処分

【キツネ・タヌキ・アライグマ・カラス】

- ・ 委託先処理施設において焼却処分
(キツネに関しては、一部検体として浦河保健所へ試料提供)

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

様似町内で捕獲された個体の一部はペットフードとして市場へ流通・販売